

国立大学法人高知大学経営企画推進機構規則

平成 28 年 3 月 18 日
規則 第 138 号

最終改正 令和 6 年 5 月 10 日規則第 5 号

(設置)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第 10 条第 1 項の規定に基づき国立大学法人高知大学（以下「法人」という。）に設置する国立大学法人高知大学経営企画推進機構（以下「機構」という。）に関し、同条第 2 項の規定に基づき必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 機構は、2040 年に向けた法人の将来構想を検討するとともに、戦略の企画・立案や当該戦略の実現に向けた施策の推進等を通じて、法人の理念と目的の実現に資することを目的とする。

(任務)

第 3 条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 2040 年に向けた法人の将来構想の検討に関すること。
- (2) 戦略の企画・立案に関すること。
- (3) 企画・立案した戦略の実現に向けた施策の進捗管理及び調整に関すること。
- (4) 前 3 号の業務を行うための情報収集に関すること。
- (5) その他学長が必要と認めること。

(構成員等)

第 4 条 機構は、学長及び理事で組織する。

- 2 機構に、機構長及び副機構長を置く。
- 3 機構長は、学長をもって充てる。
- 4 副機構長は、理事（総務・企画・危機管理担当）をもって充てる。
- 5 機構長が必要と認める場合には、第 1 項に定める者以外の者を構成員とすることができる。

(機構会議)

第 5 条 機構に、機構会議を置く。

- 2 機構会議は、第 3 条に掲げる事項を審議する。
- 3 機構会議は、第 4 条第 1 項に定める者及び第 4 条第 5 項の規定に基づき機構の構成員

となる者をもって組織し、議長は、機構長をもって充てる。

- 4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副機構長がその職務を代行する。
- 5 機構会議は、構成員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。
- 6 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 議長が必要と認めるときは、機構会議に、委員以外の者を出席させることができる。
(戦略本部及び推進本部)

第6条 機構に、必要に応じて戦略本部及び推進本部を置くことができる。

- 2 戦略本部及び推進本部に本部長を置き、学長が指名する者をもって充てる。
- 3 その他戦略本部及び推進本部に関する事項は、別に定める。
(事務)

第7条 機構の事務は、関係各課の協力を得て、法人企画課において処理する。

- 2 戦略本部及び推進本部の事務は、本部長の下、別に定める。
(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、機構の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 高知大学企画戦略機構規則(平成16年規則第392号)及び高知大学企画戦略機構会議規則(平成16年規則第393号)は、廃止する。

附 則(平成30年3月28日規則第86号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日規則第95号)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人高知大学経営企画推進機構会議規則(平成27年規則第139号)は、廃止する。

附 則(令和6年3月25日規則第77号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年5月10日規則第5号)

この規則は、令和6年5月10日から施行する。